

## 被ばく線量に応じた長期健康管理について（案）

### 1. 健康管理の在り方について

東電福島第一原発における緊急作業従事者においては、原子力発電所における通常の放射線業務への従事による被ばく線量を超えた労働者、さらには従来の放射線業務では想定していない線量の被ばくをした労働者がいることから、被ばく線量の増加に伴う健康障害の発生が懸念されるところである。

また、通常の放射線業務とは異なる環境下で、緊急性の高い作業に従事したこと自体により、被ばく線量にかかわらず、労働者が心身の長期的な健康に不安を感じるものが想定される。

したがって、先に取りまとめた「東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関するグランドデザイン」を踏まえ、健康管理のための具体的実施事項として、緊急作業における被ばく線量に応じて実施するもの、及び緊急作業従事者全員を対象とするものを設けることとする。

### 2. 具体的実施事項

- (1) 緊急作業における実効線量が 50mSv を超え 100mSv 以下の者を対象とするもの
  - ア 年1回、眼の検査を受診できる機会を設ける。
  - イ 眼の検査として、細隙灯（さいげきとう）顕微鏡による検査を実施する。
- (2) 緊急作業における実効線量が 100mSv を超えた者を対象とするもの
  - ア 上記(1)に加え、年1回、甲状腺の検査及びがん検診（胃、大腸、肺）を受診できる機会を設ける。
  - イ 甲状腺の検査として、採血による甲状腺刺激ホルモン（TSH）、遊離トリヨードサイロニン（free  $T_3$ ）及び遊離サイロキシニン（free  $T_4$ ）の検査を実施する。
  - ウ 胃がん検診として、胃エックス線透視検査又は胃内視鏡検査を実施する。

エ 大腸がん検診として、便潜血検査を実施する。

オ 肺がん検診として、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診を実施する。

(3) 上記(1)及び(2)に定めるほか、緊急作業従事者全員を対象とするもの

ア 所属事業場における通常の健康管理を行う。

イ 緊急作業従事前、従事中及び従事後の被ばく線量及び従事中の作業内容について、事業者から提出を求め、データベースに登録する。

ウ 健康診断結果については、本人の同意を得て、データベースに登録する。

エ 通常の放射線業務とは異なる環境下で緊急性の高い作業に従事したことによる精神面への影響に対するケアを含め、離職した者（労働者ではなくなった者）及び放射線業務を行わない企業へ転職した者を対象に、健康相談窓口を設ける。

オ その他、健康管理に関する取組等について、随時案内を行う。

### 3. 健康管理の内容の見直し

上記2の内容については、3年後をめどに見直しを検討する。